

【 申し込みからご利用までの流れ 】

申込方法

- 申し込み窓口：中土佐庁舎（町民環境課）・上ノ加江支所・大野見庁舎（地域課）
- 直接お越しいただき、お申込みください。
- ご本人が来られない場合でも、代理の方での申し込みができます。

書類審査及び現地訪問調査

- 申請書類の審査を行い、必要に応じて現地訪問調査を行います。
- 訪問調査をする場合、職員が事前に電話にてご連絡いたします。

審査結果通知

- 審査に基づき、利用可否の通知を文書で送付します。
- 審査の結果、適正と認められない場合は却下となります。

利用開始

- 収集作業員が収集日に、ご自宅まで収集に伺います。
- 事務手続きや審査等で、利用開始まで1カ月ほどかかる場合があります。

家庭ごみ戸別収集事業のご案内

町では、ひとり暮らしの高齢者や障害者の方など、ごみステーションまでのごみ出しが困難な世帯への生活支援策として、戸別訪問してごみ収集を行う『戸別収集事業』を実施します。ご利用を希望される方は、以下の利用要件等をご確認いただき、町民環境課までお問い合わせください。

対象世帯

◆戸別収集事業を利用することができる世帯は、日常生活のごみ出し（自宅から収集所までの持ち運び）が困難で、周りに協力を得ることができない世帯であり、次の(1)～(4)の項目のいずれかに該当する世帯となります。

- (1) 次のア～エのいずれかに該当するひとり暮らしの世帯
 - ア 65歳以上で、要支援認定または要介護認定を受けている方
 - イ 身体障害者手帳1級または2級に該当する方
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級に該当する方
 - エ 療育手帳A1またはA2に該当する方
- (2) (1)のア～エに該当する方のみで構成される世帯
- (3) 自宅からごみステーションまでの距離がおおよそ1km以上離れており、自動車等の運搬手段を持たない世帯
- (4) その他必要と認められる世帯

収集方法

- ◆収集するごみの種類： ①ごみステーションで収集する家庭ごみ全般
②役場で無料回収している蛍光灯・乾電池
※分別方法は、家庭ごみの出し方・分け方をご覧ください。

◆収集日： 以下の日程で戸別収集を行います。

区分	地区	収集日
	久礼町分・北郷・道の川・萩原・上和田・下和田・港橋通・的場・北町	大野見・上ノ加江・矢井賀・押岡・笹場・小草～元橋・大坂・古谷・奥の谷・土居(伊屋北)・長沢・常賢寺・大新改・鎌田・築港・大野
燃やせるごみ	毎週 木曜日	
資源物 (ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類)	第4 火曜日	第3 火曜日
不燃物・布団・発泡スチロール 蛍光灯・乾電池	第1 金曜日	第3 金曜日

※ごみを分別して袋に入れ、戸口または門前に出すまでにご自身で作業していただくことになります。

※紙類・衣類・布団は、雨天時には収集することができません。

